

## 個人情報保護委員会政策評価基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）

令和 5 年 4 月 28 日  
個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に基づき、個人情報保護委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

### 第 1 計画期間

この計画の対象期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

### 第 2 政策評価の実施に関する方針

#### 1 基本的な考え方

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務としている。

委員会の所掌事務について、次の目的を達成するために政策評価を実施するものとする。

#### (1) 国民に対する説明責任を果たすこと

政策評価に関する一連の情報の公表を通じ、委員会が実施する政策の目的、効果等を国民に示すことにより、委員会の活動の透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことにより、委員会の活動に対する国民の信頼の確保を目指す。

#### (2) 意思決定過程での活用

政策の進捗状況や政策効果の把握・分析に積極的に取り組むことにより得られた情報を意思決定過程において活用することを推進し、機動的かつ柔軟な政策展開を目指す。

#### (3) 国民本位の効率的で質の高い行政の実現

政策評価の実施を通じて政策を不断に見直し、改善することによって、政策形成能力の向上を図り、国民が求める質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することを目指す。

#### 2 政策評価の方式

委員会において実施する政策評価の方式は、実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。

#### ※ 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

### 第3 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価は、評価対象とする政策の特性に応じ、次に掲げる観点を選択し、総合的に評価するものとする。また、国民の目から見て分かりやすい評価内容とすべき旨留意する。

#### 1 必要性

- (1) 政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当であるか。
- (2) 行政関与の在り方からみて、当該政策を委員会が担う必要があるか。

#### 2 効率性

当該政策の実施により得られる効果が当該政策に基づく活動の費用等に見合っているか。

#### 3 有効性

政策の実施により、見込まれる政策効果が得られるか、また、実際に得られているか。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性の観点を用いて適切に評価を行う。

### 第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。また、対象とする政策の特性に応じ、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、政策効果を定量的に把握することができる手法を可能な限り用いることとし、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合は、これを用いるものとする。

また、政策効果の把握に際しては、当該政策に基づく活動の実施過程において政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

## 第5 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。

### (1) 評価方式

事業評価方式を基本とする。

### (2) 評価対象

法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）第3条に該当する政策を対象とする。

### (3) 規制影響分析（RIA）

規制の新設等による影響の評価（以下「規制影響分析（RIA）」という。）を行う場合は、その方式及び対象について、上記（1）及び（2）にかかわらず、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえ、個別の施策を所管する課等（以下「施策所管課等」という。）及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する委員会全体の調整を担当する部局をいう。以下同じ。）と協議の上、政策立案参事官が決定する。

### (4) 実施の要領

事前評価（規制影響分析（RIA）を含む。）の対象となる政策については、施策所管課等及び調整部局と協議の上、政策立案参事官が決定する。施策所管課等は、予算要求や規則・制度の新設の前に評価を行う。

## 第6 事後評価の対象政策その他事後評価の実施に関する事項

### (1) 事後評価の目的

事後評価は、政策の決定後（又は実施後）において当該政策の効果を把握し、必要に応じ、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を収集することを目的として行うものとする。

### (2) 事後評価の対象

本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、委員会の任務を遂行するた

めに実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。

### (3) 事後評価の方式

実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。なお、行政事業レビューと相互に密接な連携を図ることを目的として、評価関連作業と一体的に実施することとし、行政事業レビューシートを評価書として活用する。

## 第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用することとする。

## 第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果については、委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。

## 第9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表等に関する事項

政策評価に関する情報の公表は、原則として委員会のホームページにおいて、次に掲げる事項を掲載することにより行うこととする。

- ① 政策評価基本計画
- ② 政策評価実施計画
- ③ 評価書（事後評価については、行政事業レビューシートを用いる。政策評価の結果の政策への反映状況を含む。）
- ④ 評価書要旨

## 第10 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価に関する事務は、事務局長において統括するものとする。また、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、政策立案参事官とする。

## 第11 基本計画の見直し

本基本計画については、計画期間内においても適宜所要の見直しを行うものとする。